

昭和二十九年総理府令第六十一号

日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する省令

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定を実施する等のため、日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する総理府令を次のよう

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 申請書の提出及び公務上外等の決定(第三条―第八条)

第三章 補償金の支払(第九条―第十三条)

第四章 国連軍協定第十八条第五項の慰しや料の請求(第十四条―第十七条)

第五章 見舞金の支給(第十八条―第二十条)

第六章 異議の申出(第二十一条)

附則 第一章 総則

第一条 この省令は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(以下「国連軍協定」という。)を実施する等のため、日本国内にある国際連合の軍隊又はその構成員若しくは被用者(以下「国連軍」という。)により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する、その実施の手續を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この省令において「公務執行中に加えた損害」とは、国連軍がその職務を行うにつれて違法に加えた損害又は国際連合の軍隊の占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があつたために生じた損害をいう。

2 この省令において「補償金」とは、国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律(昭和二十九年法律第五十号)の規定に基づき、国が被害者に対し賠償する金額をいう。

3 この省令において「見舞金」とは、国連軍により損害を受けた者で、補償金又は国連軍協定第十八条第五項の規定によつて救済されない者に対し、国が救済を必要と認めて支給する金額をいう。

第二章 申請書の提出及び公務上外等の決定

(被害者の調査)

第三条 地方防衛局長は、管轄区域内における国連軍による被害の発生を知つたときは、遅滞なく警察署長、地方運輸局若しくは運輸監理部(運輸支局又は海事事務所を含む。)の長、海上保安官署の長又は消防長等(以下「警察署長等」という。)の協力を得て、被害の調査を行

わなければならない。(申請書の提出)

第四条 被害者又は関係人は、国連軍により損害を受けたときは、別記様式第一号による申請書

を被害発生地を管轄する地方防衛局長に提出し、損害の補償を請求することができる。但し、特別の事由がある場合は、被害地を管轄する地方防衛局長あての申請書を、その住所を管轄する地方防衛局長に提出することができる。

2 前項但書の規定により申請書を受領した地方防衛局長は、これを被害発生地を管轄する地方防衛局長に送付しなければならない。

(被害発生状況調査の作成及び整備)

第五条 国連軍による被害発生地を管轄する地方防衛局長(以下「地方防衛局長」という。)は、前条の申請書を受領したときは、これを審査の上、すみやかに別記様式第二号による被害発生状況調査を作成し、当該事件に関係のある警察署長等又は国連軍当局の発行した被害発生証明書その他参考となる資料を整備しなければならない。

(被害発生報告書及び申請書等の作成及び送付等)

第六条 地方防衛局長は、第四条第一項の規定による申請書及び前条の規定による被害発生状況調査等に基づき、別記様式第三号(C-1)による申請書(英文)及び別記様式第四号(C-1-2)による被害発生報告書(英文)を作成し、申請書及び被害発生状況調査等とともに、これを防衛大臣に送付しなければならない。

(公務上外等の決定及び通知)

第七条 防衛大臣は、前条の規定により送付された申請書及び被害発生報告書等を受領したときは、これを審査し、必要があると認めるときは、その調査を行い、国連軍当局と協議の上、国連軍が公務執行中に加えた損害であるかどうか等の決定をなし、これを地方防衛局長に通知しなければならない。

(公務上外等の決定に関する合同会議への付託)

第八条 防衛大臣は、国連軍が公務執行中に加えた損害であるかどうか等につき、国連軍当局と協議が整わなかつたときは、協議のため、国連軍協定第二十条の規定に基く合同会議に事案を付託することができる。

第三章 補償金の支払

(補償金の査定)

第九条 地方防衛局長は、第五条の規定に基く関係書類により審査の上補償額を査定しなければならない。この際必要があると認めるときは、現地調査を行うことができる。

第十条 地方防衛局長は、審査の結果、補償額の査定等につき、その処理が困難なものについては、防衛大臣に事案の内容を報告し、その指示を求めなければならない。

2 防衛大臣は、前項の報告があつたときは、これを審査し、必要があると認めるときは、現地調査を行い、審査の結果をすみやかに地方防衛局長に通知しなければならない。

(関係官公署等の意見の聴取)

第十一条 防衛大臣又は地方防衛局長が第七条、第九条及び前条の規定により国連軍が公務執行中に加えた損害であるかどうかの決定又は補償額の査定をするに当り、必要があると認めるときは、関係官公署並びに被害者の勤務先等の意見を求めることができる。

(支払及びその報告)

第十二条 地方防衛局長は、第七条の規定による国連軍が公務執行中に加えた損害であるとの通知を受けたときは、補償金額を決定の上別記様式第五号による同意書を徴した上、遅滞なく補償金を受けるべき者に補償金を支払わなければならない。

2 地方防衛局長は、前項の支払を完了したときは、すみやかに補償金額及び別記様式第六号(C-1-3)による補償決定報告書(英文)等を、防衛大臣に送付しなければならない。

(国際連合の各派遣国当局への報告)

第十三条 防衛大臣は、前条第二項の補償決定報告書の送付を受けたときは、これを、国連軍協定第一条(C)に規定する派遣国(以下「派遣国」という。)が支払うべき分担額に対する弁償を要請する書類とともに定期的に派遣国当局に送付する手續をとらなければならない。

第四章 国連軍協定第十八条第五項の慰しや料の請求

(損害額の査定)

第十四条 地方防衛局長は、第七条の規定により国連軍が公務執行中に加えた損害でないとの通知を受けたときは、損害額を査定し、別記様式第七号(C-1-4)による公務外被害報告書(英文)を関係書類とともに防衛大臣に送付しなければならない。

(派遣国当局への報告)

第十五条 防衛大臣は、前条の報告書等を受けたときは、これを派遣国当局に交付する手續をとらなければならない。

(慰しや料の支払通知)

第十六条 防衛大臣は、別記様式第八号(C-1-5)による慰しや料支払報告書(英文)を派遣国当局から受領したときは、これを地方防衛局長に送付しなければならない。

第十七条 第十一条の規定は、第十四条の損害額の査定について準用する。

第五章 見舞金の支給

(見舞金の支給)

第十八条 国は、国連軍が他人に損害を加えた場合であつて、第三章に定める補償金又は第四章に定める慰しや料により救済されない直接の被害につき、国が救済を必要と認めた場合には、被害者に対し見舞金を支給することができる。

(見舞金支給の要否の決定)

第十九条 地方防衛局長は、前条の見舞金を支給する必要があると認めるときは、防衛大臣に事案の内容を報告しなければならない。

2 防衛大臣は、前項の報告があつたときは、これを審査し、必要があると認めるときは、現地調査を行い、見舞金支給の要否を決定し、これを地方防衛局長に通知しなければならない。

(見舞金額の決定、支給及び報告)

第二十条 地方防衛局長は、前条の通知に基き見舞金額を決定し、第十二条の規定に準じて、すみやかに見舞金を受けるべき者にこれを支払わなければならない。

2 地方防衛局長は、前項の支払を完了したときは、すみやかに支払を完了した旨の報告書を防衛大臣に送付しなければならない。

第六章 異議の申出

(異議の申出・判定書の送付)

第二十一条 補償金の支給に関し補償金額の決定について不服のある者は、左に掲げる事項を記載した異議申出書により地方防衛局長を通じ防衛大臣に対し、異議の申出をすることができる。

一 被害者の氏名、住所、年齢及び職業

二 補償申請金額及び決定金額

三 異議申出の理由

四 その他参考となるべき事項

2 防衛大臣は、前項の異議申出書を受領したときは、公正妥当な判定を行い、左に掲げる事項

を記載した判定書により判定の結果を地方防衛局長を通じて異議申出人に通知しなければならぬ。

一 判定
二 異議申出の要旨
三 判定の要旨

附 則 この府令は、公布の日から施行し、国連軍協定の最初の効力の発生の日（昭和二十九年六月十一日）から適用する。

附 則（昭和三十一年一月二七日総理府令第八五号）
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年九月二九日総理府令第五四号）
この府令は、昭和三十一年十月一日から施行する。

附 則（昭和三十七年一〇月二〇日総理府令第六〇号）
この府令は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

附 則（昭和五九年六月三〇日総理府令第四一〇号）
この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（平成元年六月一日総理府令第四〇号）
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年四月一日総理府令第二〇号）
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年八月一四日総理府令第九二号）抄
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年七月一日内閣府令第五四号）
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一月四日内閣府令第二号）
この府令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十八号）の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

附 則（平成一九年八月二〇日防衛省令第九号）

この省令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十号）の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。

附 則（令和元年五月二二日防衛省令第二号）
（施行期日）
一 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
二 この省令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

| | |
|---|---|
| 防衛省令（様式第1号） 防衛省令（様式第1号） 防衛省令（様式第1号） | |
| 防衛省令（様式第1号） 防衛省令（様式第1号） 防衛省令（様式第1号） | 防衛省令（様式第1号） 防衛省令（様式第1号） 防衛省令（様式第1号） |
| 防衛省令（様式第1号） 防衛省令（様式第1号） 防衛省令（様式第1号） | 防衛省令（様式第1号） 防衛省令（様式第1号） 防衛省令（様式第1号） |
| 防衛省令（様式第1号） 防衛省令（様式第1号） 防衛省令（様式第1号） | 防衛省令（様式第1号） 防衛省令（様式第1号） 防衛省令（様式第1号） |
| 防衛省令（様式第1号） 防衛省令（様式第1号） 防衛省令（様式第1号） | 防衛省令（様式第1号） 防衛省令（様式第1号） 防衛省令（様式第1号） |

様式第2号（第5条関係）

| | |
|---|---|
| 防衛省令（様式第2号） 防衛省令（様式第2号） 防衛省令（様式第2号） | |
| 防衛省令（様式第2号） 防衛省令（様式第2号） 防衛省令（様式第2号） | 防衛省令（様式第2号） 防衛省令（様式第2号） 防衛省令（様式第2号） |
| 防衛省令（様式第2号） 防衛省令（様式第2号） 防衛省令（様式第2号） | 防衛省令（様式第2号） 防衛省令（様式第2号） 防衛省令（様式第2号） |
| 防衛省令（様式第2号） 防衛省令（様式第2号） 防衛省令（様式第2号） | 防衛省令（様式第2号） 防衛省令（様式第2号） 防衛省令（様式第2号） |
| 防衛省令（様式第2号） 防衛省令（様式第2号） 防衛省令（様式第2号） | 防衛省令（様式第2号） 防衛省令（様式第2号） 防衛省令（様式第2号） |

様式第3号 (第6条関係)
(Inclusive C-1)

申 請 書
(CLAIM FOR DAMAGES, INJURY OR DEATH)
File Docket or Local Office No. _____

1. Name of Claimant : _____ 5. Amount of Claim _____

2. Address of Claimant : _____ Medical Treatment _____
Inability to Work _____
Physical Handicap _____

3. Place of Accident : _____ Funeral Rites and _____
Received Family _____

4. Date of Accident : _____ Property Damage _____
Other Damage _____
Total _____

6. Description of accident/State to detail all known facts and Circumstances attending the damage, injury or death, identifying Persons and Property involved and the cause thereof.

7. Property Damage
Name of owner, if other than Claimant. Address of owner, if other than claimant.
Briefly describe Kind and Location of Property and nature and extent of damage. (See Instructions)

8. Personal Injury
State nature and extent of injury which forms the basis of this claim.

9. Death
State basis for claim and calculations upon which damages claimed are based.

10. Witnesses
Name _____ Address _____
Agency (if known) Causing injury, death or damages _____

11. I declare, that the amount of this claim covers only damages and injuries caused by the accident above described, and foregoing statement is true and correct in every particular.

a. Relationship of Claimant to Victim : Signature of claimant _____
Japanese Characters _____

b. Citation of Law for Proper Claim : Signature of claimant _____
Translated _____
(Name should be exactly as it appears in Item 1.)

If claim is presented by other than the person injured or damaged, state relationship and authority for Presentation.

12. Date of Claim _____ Person to whom Presented _____
Date of Presentation : _____ Name and Address of Office at which Presented : _____

13. Certificate
Certified true translation by : _____
Director General, Defense Administration Bureau
Date : _____
Remarks _____

様式第4号 (第6条関係)
(Inclusive C-2)

結 算 申 告 書
(DETERMINATION OF APPLICABILITY OF ARTICLE
XVIII UNITED NATIONS FORCES AGREEMENT)

1. Claimant's Name : _____ 2. File Docket or Local Office No. : _____

3. Claimant's Address : _____

4. Accident/Date : _____ Place : _____

5. a. Was the other party a member or employee of the _____ armed forces
or civilian governmental employee thereof? (United Nations Forces or Japanese) Yes _____ No _____

b. Was the claimant-victim member of employee of the _____ armed
forces or civilian governmental employee thereof? (United Nations Forces or Japanese) Yes _____ No _____

c. Was the other party at the time of accident, acting in the performance of his official duties? Yes _____ No _____

d. Was the claimant at the time of the accident, acting in the performance of his official duties? Yes _____ No _____

e. Was the property which was lost, damaged or destroyed _____
Government property? (United Nations Forces or Japanese) Yes _____ No _____

f. Did the damages arise from combat or noncombat activities?
(Combat-Noncombat)

Name : _____ Name : _____
Official Capacity : _____ Official Capacity : _____

Name : _____
Official Capacity : _____

For Japan _____ For the United Nations Forces _____

様式第5号 (第12条関係)

(都道府県) 号 ()

| 附 添 書 | |
|---|---------------------|
| 一 般 附 添 書 | |
| 正 本 1 冊 (納税印付) | |
| 印 本 1 冊 | 外 務 省 用 紙 1 冊 |
| 印 本 1 冊 | 通 関 手 続 用 紙 1 冊 |
| 印 本 1 冊 | 社 会 保 険 手 続 用 紙 1 冊 |
| <p>令和 年 月 日 付け申請に係る国家賠償法第18条関係の被害に対する 賠償金 については、被害の金額に異議なく、この金額受領の上は、今後いかなる名義でも請求いたしません。</p> | |
| 令和 年 月 日 | |
| 防衛局長 殿 | |
| | 受領権者 住 所 氏 名 |

A 4

様式第6号 (第12条関係)

納 税 決 定 附 添 書
(STATEMENT OF CLAIMS APPROVED OR
DISAPPROVED BY JAPAN)

1. Claimant : _____ 2. File Docket or Local Office No. _____

3. Claimant's Address : _____

4. Accident Date : _____

5. Findings : _____

6. Amount of Award : _____ 7. Authority Making Award : _____

8. Is copy of release attached? Yes _____ No _____

Certified for Payment to
Amount ¥ _____

Name : _____
Official Capacity : _____
For Japan _____

様式第7号 (第14条関係)
(Inclosure C-4)

公署外損害報告書
(REPORT ON CLAIMS ARISING OUTSIDE
SCOPE OF OFFICIAL DUTY)

1. Claimant : _____ 2. File Docket or Local Office No. : _____

3. Claimant's Address : _____

4. Accident-Date : _____ Place : _____

5. Has claimant filed an action on this claim in any Japanese Court ?
 Yes _____ No _____

6. Finding of Fact : _____

7. Citation to and Discussion of Japanese law as applied to Claim : _____

8. Recommended Award _____ 9. Full Statement of Items included in Amount shown in 5 : _____

| | |
|------------------------|---------|
| Personal Injury | ¥ _____ |
| Death | ¥ _____ |
| Property Damage | ¥ _____ |
| Miscellaneous Expenses | ¥ _____ |
| Other Damages | ¥ _____ |
| Total | ¥ _____ |

10. Required Inclosures :
 a. Claim to replicate.
 b. Completed Inclosure No. C-2.
 c. Statements of all witnesses.
 d. Proof of claimant's damages as shown by bills, invoices, estimates or other competent evidences.
 e. Doctor's Statements showing diagnosis or extent of injuries.
 f. Any other evidence pertinent to the claim.

Name : _____
 Official Capacity : _____
 For Japan _____

様式第8号 (第16条関係)
(Inclosure C-5)

慰謝金払込記録報告書
(REPORT TO JAPAN OF OFFER AND
ACCEPTANCE OF EX-GRATIA PAYMENT)

1. Claimant : _____ 2. File Docket or Local Office No. : _____

3. Claimant's Address : _____

4. Accident Date : _____ Place : _____

5. An offer of ex-gratia payment in the amount of ¥ _____ was made to the above named claimant and accepted by him on _____ in full satisfaction and final settlement of his damages, arising out of an accident or incident involving personnel of the _____ Armed Forces on _____.

Name : _____
 Official Capacity : _____
 For _____ _____